

宮崎県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

1 制定の理由

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律57号）」において、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等となった者）に対し再び免許状を授与するに当たっては、都道府県教育委員会が設置する再授与審査会の意見を聴かなければならないことが規定された。

これを受け、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）」において、再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるとされているため、宮崎県教育職員免許状再授与審査会規則を制定するものである。

2 主な内容

- ・ 第2条（組織） 委員人数
- ・ 第3条（委員） 委員構成、守秘義務
- ・ 第4条（会議） 招集者、利害関係人及び参考人の取扱い、会議の非公開

3 施行期日

令和7年4月1日

宮崎県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

宮崎県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、宮崎県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、医療、心理、福祉又は法律に関する分野において、専門的な知識及び経験を有する者その他県教育委員会が適当と認める者とする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が招集することができないときは、教育長が招集することができる。

2 審査会の議事について特別の利害を有する委員は、当該議事の議決に加わることができない。

3 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせることができる。

4 審査会の会議は、公開しない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、県教育庁教職員課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。